

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年9月1日付け令和8年北海道警察本部告示第514号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友 井 昌 宏

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 交通パトカー 7台
- (2) 調達をする物品等の仕様その他の明細
交通パトカー仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 納入期日 令和9年3月31日（水）
- (4) 納入場所 北海道警察本部琴似庁舎

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和8年9月1日（火）から同年10月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

6 入札書の提出等

- (1) 入札書提出場所 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課（送付による場合も同じ）
- (2) 入札受付期間 令和8年10月13日（火）から同月20日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は正午）まで（送付による場合は、同月20日（火）正午までに必着）
- (3) 開 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (4) 開 札 日 時 令和8年10月20日（火） 午後1時30分

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち

会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規程する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

12 仕様書の交付

(1) 仕様書

交付する。

(2) 交付期間

4の(1)のアに同じ。

(3) 交付場所

北海道警察本部総務部装備課

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2254

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) 仕様書の取扱い

仕様書については、この入札に関係のない第三者に対する譲渡、閲覧及び交付を禁ずる。また、交付した仕様書については、入札執行時まで返却すること。送付により入札に参加する場合は、入札書とともに送付すること。

(10) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。